

伊東市総合計画審議会第1専門部会
審 査 報 告 書

本審議会から審査を付託されました第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画のうち、本専門部会担当部分について、審査した結果を次のとおり報告します。

令和2年10月27日

伊東市総合計画審議会

会長 鈴木 洋子 様

伊東市総合計画審議会

第1専門部会

部会長 齋藤 稔

記

1 審査担当部分

施策分野「1-1 危機管理体制の充実」から「1-5 消防体制の強化」

施策分野「3-1 自然との共生社会の推進」から「3-7 道路環境の整備」

まで

2 審査年月日

令和2年9月29日（火）

3 審査結果

審査担当部分について、慎重に審議検討を行った結果、別紙のとおり一部修正意見を付し、他は諮問案のとおり決定しました。

なお、別紙のとおり意見を付します。

以 上

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-1 危機管理体制の充実

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	6	3. 地震に強いまちを目指し	地震には、津波を含むと考えられると思うが、あえて津波という言葉も入れてもらいたい。 施策の中でも津波のことがないように思う。	津波対策については、平成27～29年度に市内沿岸各地域で開催した「津波対策地区協議会」においてハード対策・ソフト対策の在り方について協議を行い、全ての地区においてハード対策は行わず、ソフト対策を推進する方針となったため、ハード対策となる「3. 災害に強い建築物や公共施設の整備」には、津波対策を盛り込みませんでした。 しかし、ソフト対策を実施していく必要があることから、1危機管理体制の充実③現状と課題の課題欄に「津波浸水想定区域が大幅に拡大されたことによる津波避難体制の強化」を追加いたします。 ④施策の方針欄に、「津波避難困難地区の解消に向け、ソフト対策の強化を図ります。」を追加いたします。 ⑤基本的な取組の基本的な取組欄に「津波避難困難地区の解消」を追加、主な内容欄に「津波避難協力ビルの新規指定」「海拔表示や避難方向誘導サインの設置」を追加いたします。 ⑥役割分担の行政欄に「津波から速やかに避難できるよう体制づくりに努めます。」を追加いたします。 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正
2	16	1-1 危機管理体制の充実 ③現状と課題 ■現状 ・平成31年3月静岡県により津波浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。	静岡県危機政策課に確認したところ、平成27年1月以降変更していないとの回答でしたので、念のため確認させてください。	③現状と課題における現状欄の「平成31年3月静岡県により津波浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。」を「平成31年3月静岡県により洪水浸水想定区域が変更され、大幅に拡大されました。」に修正いたします。 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-1 危機管理体制の充実

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
3	16	1-1 危機管理体制の充実 ③現状と課題 ■現状 ・避難所等の環境整備が求められています。 一時滞在施設の確保 ■課題 ・帰宅困難者の一時滞在施設の確保 ⑥基本的な取組 基本的な取組 防災意識及び知識の向上 主な内容 防災訓練の実施	新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるため、“三密とならない”場所の確保、訓練を検討すべき。	③現状と課題の課題欄に「感染症対策を踏まえた避難所運営の確立」を追加します。 一時滞在施設の確保は、県が実施するため市では対応不要と考えております。 ⑤基本的な取組欄の感染症対策の推進欄に、「感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの整備」を追加します。 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正
4	17	1-1 危機管理体制の充実 ⑥役割分担 ■行政 ・防災情報を正しく迅速に発信します。	発災時であれば、迅速に情報を発信することは理解できるのですが、迅速に発信する防災情報とはどのようなものでしょうか。	「防災に関する緊急情報を、正しく迅速に発信します。」に修正いたします。 （防災に関する緊急情報とは、避難勧告、津波警報、ミサイル発射情報等になります。） 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正
5	-	各項目の役割分担（市民・行政）	市民の役割として本計画書の作成をもって告知したことにするのか。市民、事業者への伝達方法を教えてください。	総合計画については、幅広い周知を図る必要があることから、審議会委員の選出母体を始めとした各種団体等への配付を見込み、本冊を1,000部、概要版を1,500部作成する予定であります。 さらに、市ホームページや広報いとうでの特集記事の掲載を始め、電子データを活用したSNS等での周知を行うことも検討しております。 【専門部会での委員意見】 異議なし	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-2 総合治水対策の強化

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	18	1-2 総合治水対策の強化 急傾斜地と指定すべき箇所は全体で何箇所か？		市内には、令和2年9月時点において、急傾斜地崩壊危険箇所が110区域存在し、その内、既に27区域（34箇所）の指定を完了しております。 この状況から、未指定の83（110-27）区域については、指定されることが望ましいと考えておりますが、指定に際しては、静岡県が当該住民の意向等を踏まえて指定することとなるため、指定すべき箇所数（区域数）は把握しておりません。 【専門部会での委員意見】 異議なし	—
2	18	1-2 総合治水対策の強化 ③現状と課題 ■現状 ・住宅地付近の河川改修工事では、制約を受けることが多くあります。	例えばどんな制約があるのか分かり難いと思えますので、もう少し詳しく記載した方が分かり易いのではないのでしょうか。	御提案を踏まえ、 「・住宅地付近の河川改修工事では、制約を受けることが多くあります。」を、 「・住宅地付近の河川改修工事では、 <u>近接する建築物が工事施工の支障となる等の制約を受けることが多くあります。</u> 」 に修正いたします。 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-2 総合治水対策の強化

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
3	19	<p>1-2 総合治水対策の強化</p> <p>⑥役割分担</p> <p>■市民</p> <p>・河川への負担を軽減するため、宅地内に浸透柵を設置するように努めます。</p>	<p>市民宅地内に浸透柵を設置するとあるが、どのような物が説明をして下さい。</p>	<p>ここで言う浸透柵は、「雨水浸透柵」であり、通常の雨水柵と違い底面や側面に孔を有する構造の物です。</p> <p>御意見を踏まえ、 「・河川への負担を軽減するため、宅地内に浸透柵を設置するよう努めます。」を、 「・河川への負担を軽減するため、宅地内に雨水浸透柵を設置するよう努めます。」</p> <p>に修正いたします。</p> <p>【専門部会での委員意見】 市民の役割として、「宅地内に浸透柵を設置するよう努めます。」と書かれても、規格等の記載がなければ、市民はどのように対応すれば良いか分からない。</p> <p>【意見を受けての市の対応】 総合計画の中で細かに基準を設定するのはなじまないと考えております。 また、全施策に共通しますが、総合計画は市民に義務を課すものではありません。10年先の伊東市を見据え努力していただきたいという内容になります。</p>	修正

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	20	1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 ②成果指標（KPI） 民間住宅の耐震化率 目標値 86%以上	伊東市地震対策アクションプログラム（地域目標）令和2年3月では、R4年度末の目標が95%となっておりますが、数値が異なる理由を教えてください。	伊東市地震対策アクションプログラムでは、伊東市耐震改修促進計画（平成27年度）に記載されている目標値の95%が使用されています。第十一次基本計画（案）に示された数値は、今年度新たに国の耐震化率の計算基準が示され計算をしたところ、令和元年度までの耐震率が83.2%となり、直近2年間の実績が1年につき0.5%程度の改善であるため、 $(0.5\% \times 5年 = 2.5)$ 2.5%を83.2%に加えた85.7%に上乗せした86%を目標値としました。 【専門部会での委員意見】 異議なし	—
2	21	1-3 災害に強い建築物や公共施設の整備 ⑤基本的な取組 上下水道管路更新（耐震化）事業の推進 主な内容 効率的な管路の更新事業の実施	計画的な管路の更新ではなく、効率的な管路の更新とした意味は何でしょうか。	管路の更新につきましては、布設年度、管種、重要度、管内調査（下水道管）、修繕履歴等により優先順位を決定しておりますが、これに加え道路工事及び他事業の占用工事等との調整により、施工性の向上やコスト削減を図ることも重要と考え、これらすべてを考慮し「効率的な管路の更新」といたしました。 【専門部会での委員意見】 計画があって、それと道路工事、占用工事との調整があるため効率的ということだが、これらすべてを踏まえて計画を立てるのではないか。そうであれば計画的でよいのではないか。レアケース、急な工事という意味であれば、レアケースであるので効率的とは言わないのではないか。 【意見を受けての市の対応】 ご意見のとおりですが、占用工事の関係でガスや東電、NTTの工事は事業の計画が事前に分かるものがあまりなく、強いて言えば急な工事となりますので、効率的としています。	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-4 生活安全の推進

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
			意見無し		

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策1-5 消防体制の強化

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
			意見無し		

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-1 自然との共生社会の推進

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
			意見無し		
当局修正	44	3-1 自然との共生社会の推進 ②成果指標（KPI） 愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数 現状値 27件	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数 現状値 30件	-

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-2 循環型社会の推進

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	46	3-2 循環型社会の推進 ④施策の方針 ・プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための6Rを推進します。	6Rがわかりにくいので、注釈を入れた方がいいと思います。	文末に※を表記し、欄外に注釈で説明します。文言は、県廃棄物リサイクル課が作成しておりますパンフレットを参照いたします。（別添） 【専門部会での委員意見】 異議なし	修正

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-3 生活排水対策の充実

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	48	<p>3-3 生活排水対策の充実</p> <p>②成果指標（KPI）</p> <p>環境基準（河川BOD・海域COD）</p> <p>現状値及び目標値</p>	<p>現状値が目標値より小さい数値になっている理由は何ですか。（小さい数値の方がよいと書いてありますが）</p>	<p>目標値は国の環境基準値で、公共用水域の水質基準を示す数値であり、現状値は実際の河川や海域の測定値となります。</p> <p>この測定値は、環境基準値を下回るほど、水質が良い状態であると示されるものであり、今後、下水道への接続件数が増加し、生活雑排水が河川等に排出されなくなることで、水質の改善に繋がり、当該数値は小さくなっていきます。</p> <p>【専門部会での委員意見】</p> <p>現状の実績が県の基準値より低い数値であるのだから、目標としては更に低く設定するべきではないか。説明の内容だと、あくまでも県の基準値内であれば現在より水質が悪くなっても良いという意識があるように捉えられる。</p> <p>【意見を受けての市の対応】</p> <p>数値は年間平均のため、必ずしも下がるとは限らず、国の基準値以下を維持することを目標として考えておりますが、意見を踏まえ分かりやすい表現に修正します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>成果指標の目標値に注釈（※1）を付け、欄外に「※1：国の環境基準値。下水道整備により良好な水質を保全し、目標値である国の環境基準値を越えないよう、将来に渡って維持していくことを目標とする。」を追加します。</p> <p>これに合わせ、当初指標名に付けていた注釈は※2に修正します。</p>	修正

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-3 生活排水対策の充実

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
当局修正	48 ～ 49	<p>3-3 生活排水対策の充実</p> <p>④施策の方針 (略)</p> <p>・持続可能な維持管理を目指し、中長期的な経営判断の下、整備計画の見直しを行い、効率的な整備を行うと共に改築事業との費用の平準化を図り、効率的な維持管理を目指します。また、管路施設や処理施設等の耐震化による地震対策には<u>長期間を要するため、諸施設が被災した際に備え、広域避難場所等にマンホールトイレを設置するなどの減災対策を検討します。</u></p>	<p>専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分</p>	<p>・持続可能な維持管理を目指し、中長期的な経営判断の下、整備計画の見直しを行い、効率的な整備を行うと共に改築事業との費用の平準化を図り、効率的な維持管理を目指します。また、管路施設や処理施設等の耐震化による地震対策<u>を進めると共に発災時に備え、広域避難場所等にマンホールトイレを設置するなどの減災対策を推進します。</u></p>	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-4 安全でおいしい水の安定供給

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	50	<p>3-4 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>②成果指標（KPI）</p> <p>「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合（市民満足度調査）</p>	<p>「安全でおいしい水の供給」に満足している市民の割合とありますが、満足度には水道料金の安さも含まれると考えます。これからの人口減少と老朽化する管路施設の更新をするためには、場合によって水道料金も検討する可能性もあると思いますので、もう少し客観的な指標、例えば管路の更新計画の達成率等にした方が分かり易いのではないのでしょうか。</p>	<p>指標につきましては、更新計画等の達成率も検討いたしました。更新と共に老朽化も進むことや、管の総延長が更新延長等に比べ格段に大きいため、達成率が上がらないことから、指標より除いており、「安全でおいしい水の供給」に対する満足度とすることで、水道施設全体の適正管理、水質管理、水道料金等の水道事業全体の評価がいただけると考え、指標としております。</p> <p>【専門部会での委員意見】</p> <p>満足度は客観的でないため、指標としては客観性のある数値にしたらどうか。例として、水道管の老朽化に係る更新の計画の進捗率など。</p> <p>【意見を受けての市の対応】</p> <p>基本計画における目標は「おいしい水をつくる」ということであり、水道管の更新はそのための手段の一部でしかありませんので、指標としては市民満足度を設定させていただきました。</p>	<p>諮問案 のおり</p>

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-5 魅力的な都市空間の創造

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	52	<p>3-5 魅力的な都市空間の創造</p> <p>③現状と課題</p> <p>■課題</p> <p>伊東駅前の整然とした空間への整備</p>	<p>具体的な計画があるのでしょうか。</p>	<p>伊東駅前の具体的な計画につきましては、伊東駅前広場及び隣接する街区を事業区域として伊東駅周辺地区を再整備する「伊東駅周辺地区整備事業」を推進しています。伊東駅前広場及び同駅前広場東側街区を先行して整備することとして、今年度、伊東駅前広場の基本設計や同広場東側街区の土地利用計画の検討作業を進めております。</p> <p>【専門部会での委員意見】 伊東駅周辺整備事業についてはどのようになっているのか。</p> <p>【意見を受けての市の対応】 駅前計画は、地権者の方々に構成されるまちづくり協議会や駅前広場利用者の団体と調整を図り合意形成をした上で、都市計画決定を進めたいと考えています。事務局の目標としては令和6年に工事が始められるスパンが最短となります。</p>	—
2	52	<p>3-5 魅力的な都市空間の創造</p>	<p>快適な市街地や良好な街並み景観の形成を目指し →快適な市街地や良好な街並み景観を作る為に景観条例を制定し、</p> <p>具体的に魅力ある街並みを作るには、条例を作らない限り、進むとは思えませんが、市の考えを伺います。</p>	<p>本市の景観政策の推進に当たっては、平成23年度に、伊東市景観条例を制定しており、合わせて良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を示す伊東市景観計画を策定・運用し、景観に配慮したまちづくりを進めています。</p> <p>快適な市街地や良好な街並み景観形成を目指し、景観政策を推進するには同計画を改訂していく必要があり、令和元年度、アンケートや市民懇話会により市民の景観に対する意識等を調査し、本年度、調査結果を踏まえて同計画の改訂のための検討作業を進めております。</p> <p>【専門部会での委員意見】 異議なし</p>	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-5 魅力的な都市空間の創造

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
当局修正	52	3-5 魅力的な都市空間の創造 ③現状と課題 (略) ■課題 (略) ・伊東駅前の整然とした空間____整備 (略)	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	(略) ・伊東駅前の整然とした空間への整備 (略)	-
当局修正	53	3-5 魅力的な都市空間の創造 ④施策の方針 (略) ・周辺と調和した開発となるよう、____土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に関する指導要綱に則って指導します。 ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、____景観____・____屋外広告物条例等の適正な指導を行います。 (略)	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	(略) ・周辺と調和した開発となるよう、伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に関する指導要綱に基づき指導します。 ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等に基づき指導を行います。 (略)	-
当局修正	53	3-5 魅力的な都市空間の創造 ⑤基本的な取組 土地利用の健全化・主な内容 ____土地利用____指導要綱の適正化____、宅地造成等規制法の適正化 景観に配慮したまちづくりの推進・主な内容 ____景観条例の適正な指導、____屋外広告物条例の適正な指導、廃屋解体の撤去支援	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく指導、宅地造成等規制法に基づく指導 伊東市景観条例に基づく指導、静岡県屋外広告物条例に基づく指導、廃屋解体の撤去支援	-

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-5 魅力的な都市空間の創造

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
当局修正	53	3-5 魅力的な都市空間の創造 ⑥役割分担 ■行政 （略） ・周囲と調和した開発となるように_____土地利用事業等に関する指導要綱に則って指導します。 ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、_____景観_____・_____屋外広告物条例等の適正な指導を行います。 （略）	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	（略） ・周囲と調和した開発となるように伊東市土地利用事業等に関する指導要綱に基づき指導します。 ・景観に配慮したまちづくりの推進のため、伊東市景観条例・静岡県屋外広告物条例等に基づき指導を行います。 （略）	-
当局修正	53	3-5 魅力的な都市空間の創造 ⑦関連する個別計画 ・伊東市景観計画・伊東市景観形成基本計画（景観法） （略）	専門部会冒頭に、当局から諮問案の修正をお願いする内容の報告。修正箇所は、右欄の下線部分	・伊東市都市計画マスタープラン ・伊東市景観計画・伊東市景観形成基本計画（景観法） （略）	-

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-6 公共交通体系の充実

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	54	3-6 公共交通体系の充実 ②成果指標（KPI） 「バス・鉄道などの公共交通対策の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査） 目標値 45.0%以上	・現在のところ、伊東線では増発及び新車導入の計画はありません。伊東駅改良工事が終了し、交通結節点として利用環境は向上してきたが、45%以上まで満足度を上げることは可能か。	本市の公共交通政策につきましては、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため「伊東市地域公共交通網形成計画」を平成30年度に策定しており、駅等における乗場案内・乗継案内などの表示改善、総合時刻表作成や利用促進ツールの周知、地域公共交通の確保のための交通空白地域解消に向けた取組など計画に基づく取組を実施し、公共交通に対する満足度が令和元年度の31.7%が45%以上となるよう努力目標として設定したところです。 【専門部会での委員意見】 何をどのように対応したら45%以上という数値設定になるのか。あくまでも努力目標であり、具体的な施策は決まっていないということか。 【意見を受けての市の対応】 努力目標として高く設定しています。実現するための施策としては策定したばかりの伊東市公共交通網形成計画を速やかに進め、市民満足度を高めていきたいと考えています。	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

施策3-7 道路環境の整備

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
			意見無し		

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

他の政策目標への参考意見

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
1	28	政策目標2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち 2 健康づくり支援	<p>体とこころの健康づくり事業の推進や検診事業の充実、補助制度と感染症～。</p> <p>健康診断や人間ドックの推進を図ることが健康づくりの推進において重要と考える中で補助制度がもっとも効果的と考えますが、市の考えを伺います。</p>	第2専門部会所管の政策目標2に関する意見となりますので、参考意見として承ります。	—
2	30	政策目標2 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち 3 出産・子育て支援の充実	<p>安心して子どもを生み、 →安心して子どもを生める環境を作る</p> <p>伊東市内で出産できる場所は市民病院か上山レディースクリニックしかない状況で、市民病院の産婦人科の標準が他地域に比べて低く感じる方が多い中で、環境整備が足りないように感じます。</p>	第2専門部会所管の政策目標2に関する意見となりますので、参考意見として承ります。	—

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

次第4 その他での意見

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
当日意見			【専門部会での委員意見】 急傾斜地について、県が指定するのに市が目標箇所をあげる方法では、ズレが生じるのではないか。	法律に基づき、必要な場合は知事が指定することになります。しかし、指定する場所が伊東市内であり当該住民の意向を踏まえる必要があることから、県の指定を待つのではなく、伊東市民が指定を望んでいる場所について市が県へ橋渡しをしていくというイメージです。	—
当日意見			【専門部会での委員意見】 市内全体で急傾斜地として指定しなければならない危険箇所はどのくらいあるのか。	単純に引き算をすると、現在未指定箇所は83区域あります。全て指定されるのが望ましいことですが、住民の意向を汲み上げてから指定という流れになりますから、結果的に指定される箇所を現時点で全て把握するのは難しいかと思えます。	—
当日意見			【専門部会での委員意見】 急傾斜地に関して、受益者負担金があると聞いているが、他市町は無料の所もある、伊東市としてはどのように考えているか。	三島、沼津は比較的平坦であり崖がないため負担金を取っていませんが、伊東市内は急峻であるため、負担金という形をお願いしています。県の事業により異なりますが、基本的には国50%、県40%、市5%、残りの5%を受益者の皆さんで負担します。	—
当日意見			【専門部会での委員意見】 消防団員の定数について、焼津市が市民15万人に対し団員470人、一方、伊東市は人口が半分の約6万7千人に対し団員定数が506人である。分団長は一度任期が終わっても再び務めないとならない状況がある。 団員の確保も大切だが、まず定数を見直す必要があるのではないか。	消防団員の定数については昔から議論がありつつ進んで来なかった部分です。昨年度、各分団長及び区長へアンケートを取り定数についても意見を出していただきました。上層部だけでなく今後は更に一団員の生の声も聞きながら運営していきたいと考えています。506人という人数が各地域の負担になっていることは承知していますので、各消防の意見も踏まえながら検討していきたいと思えます。	付帯

第十一次基本計画（案）政策目標1及び3に対する意見等

次第4 その他での意見

No	頁	該当箇所	内容及び意見理由	市の対応	対応
当日意見			<p>【専門部会での委員意見】 常設消防の強化についてなぜ記載がないのか。 市民に対する負担は増加している。</p>	<p>宇佐美区は以前に消防団の統合ということも考えたが頓挫してしまったということや、他地区でも町内会長がなんとか団員を集めているという話を伺っています。 しかし、先述のアンケート結果において、宇佐美区の3分団全てから現状維持をしていきたいという回答を得ていましたので、区長の署名はいただいていたが、今一度意見を吸い上げる必要もあると感じています。 常備消防については、駿東伊豆消防組合をつくって、負担金を支払い、消防活動の維持・支援をしてきたところですので、組合に対し意見を述べていきますが、総合計画における具体的な目標設定はなじまないと考え今回は記載していません。</p>	—